

瀬戸市感染防止事業費補助金（第2期）概要

瀬戸市では、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、新型コロナウイルス感染症拡大防止（以下、「感染防止」という。）に取り組む事業者を支援します。

1 申請期間

令和3年5月6日（木）から同年9月30日（木）まで（当日消印有効）

※令和3年3月1日から令和3年8月31日までに実施した事業が補助対象です。

※予算の上限に達し次第、受付終了します。

2 交付対象となる事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ①瀬戸市が納税地であること、又は、瀬戸市内に事業所が所在していること。
- ②中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること。
- ③交付申請書裏面の誓約事項について誓約していること。
- ④交付決定日において倒産・廃業していないこと。

3 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、感染防止を目的に対象事業者が実施する非対面ビジネスモデル構築事業及び感染防止事業です。ただし、同一内容の事業について、国、県その他機関から補助金等の交付を受けて行った事業の経費のうち、補助金充当経費部分の重複申請はできません。なお、1事業者1回を限度とします。

4 補助事業の実施期間

事業実施期間とは、契約から支払完了までです。令和3年3月1日から令和3年8月31日までに実施した事業が補助の対象です。ただし、開業日又は市内事業所の開設日（以下、「開業日等」という。）が3月以降の場合は、開設日等以降の事業開始日から令和3年8月31日までの事業が補助の対象です。

5 補助率・補助額

| 区分 | 補助率 | 補助上限 |
|-----------|--|------|
| 飲食店等 | 補助対象経費（税抜き額）の10分の10 （その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） | 10万円 |
| その他中小企業者等 | | 5万円 |

※飲食店等とは、常設の店舗内で飲食できるスペースを有して営業を行っている食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により飲食店又は喫茶店の営業許可を受けている中小企業等をいう。

6 申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市役所産業政策課 感染防止事業費補助金（第2期）担当宛て

7 問合せ先

瀬戸市役所産業政策課企業支援係

電話番号 0561-88-2647、2651

F A X 0561-82-2931

開設日時 時間 8:30～17:15

8 補助対象経費

(1) 次のⅠ～Ⅴを全て満たす①～⑥の経費が対象となります。①～⑥の経費においても(2)に該当する経費は対象となりません。

- Ⅰ. 補助対象経費の全額が感染防止に資する取り組みであること
- Ⅱ. 使用目的が感染防止に必要なものと明確に特定できる経費
- Ⅲ. 令和3年3月1日以降に契約し、同年8月31日までに支払いが完了した経費
- Ⅳ. 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費
- Ⅴ. 申請する対象経費に具体的内容(内訳と数量等)が明確になっていること

| 補助対象経費 |
|---|
| ①備品・消耗品費 ②機械装置等費(汎用性の高いものを除く) ③広報費 ④出展費(オンラインによるものに限る) ⑤開発費 ⑥外注費 |

(2) 上記(1)①～⑥に該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経費書類(支払いが分かる書類及び対象経費の具体的内容(内訳と数量等)を示す書類)を用意できないもの
- 3) 私的経費と合わせて購入したもの
- 4) 補助事業の実施期間外に契約や支払いを行ったもの
- 5) オークションによる購入
- 6) 中古品の購入
- 7) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
- 8) 各種保証・保険料
- 9) 商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分
- 10) 購入額の一部又は全部に相当する金額を申請者へ払い戻す(ポイント・クーポン等に発行を含む)ことで、購入額を証明する証拠書類に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの

9 提出書類

| No. | 提出書類 | 法人等 | 個人 |
|-----|--|-----|----|
| 1 | 感染防止事業費補助金(第2期)交付申請書(請求書) | ○ | ○ |
| 2 | 感染防止事業(第2期)実績報告書 | ○ | ○ |
| 3 | 法人の場合 | ○ | - |
| | 履歴事項全部証明書 (発行日が申請日の3か月以内のもの、原本) | | |
| | 個人事業主の場合 | - | ○ |
| | 直前の確定申告書の写し(収受印のあるもの) | | |
| 4 | 本人確認書類の写し | - | ○ |
| 5 | 【飲食店等の場合のみ】 営業許可証 | ○ | ○ |
| 6 | 【飲食店等の場合のみ】 常設の店舗内で飲食できるスペースを有することが分かる書類 | ○ | ○ |
| 7 | 経費の支払を証明する書類の写し | ○ | ○ |
| 8 | 補助対象事業状況が分かる書類 | ○ | ○ |
| 9 | 振込先口座が分かる書類 | ○ | ○ |
| 10 | 申請チェックリスト | ○ | ○ |

10 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき申請内容の審査を行います。適切な申請書受理後、概ね3週間程度で審査結果を郵送します。書類に不備がある場合は、振り込みまで3週間以上の時間を要します。